

初診（再診）にかかる選定療養費の改定について

◎ 紹介状なく当院を受診される場合にかかる選定療養費（非紹介患者加算料）

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
非紹介患者初診加算料	5,500円（税込）	7,700円（税込）
非紹介患者再診加算料	2,750円（税込）	3,300円（税込）

当院では、他の医療機関からの紹介状を持たずに直接来院された方に、初診料とは別に初診にかかる選定療養費（非紹介患者初診加算料）、当院から他の医療機関に文書で紹介した方が紹介状を持たずに再診された方に再診料とは別に選定療養費（非紹介患者再診加算料）のご負担をお願いしていますが、この加算料を**令和4年10月1日から非紹介患者初診加算料7,700円、非紹介患者再診加算料3,300円**に改定します。

「子ども医療費受給対象者」、「ひとり親家庭等医療費受給対象者」の方にも加算料のご負担をお願いします。

これは、日常の医療は「かかりつけ医」が、入院医療や専門的な医療は病院がそれぞれ担うなど、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、当院など200床以上の地域医療支援病院等において国が義務付けているものです。

なお、この加算料は初診（再診）時のみ、お支払いいただくものであり、また、以下のような場合は対象となりません。

- ・救急車やドクターヘリ等で搬送された場合
- ・公費負担医療制度の受給対象者
 - ※子ども医療費、ひとり親家庭等医療費を除く
- ・直ちに入院が必要な場合
- ・災害や交通事故等により速やかに治療が必要な場合 等

◎初診とは

下記の場合は、初診となります。

- ・初めて受診する場合
- ・以前に受診したことがあるが、その診療が終了（治癒）している場合
- ・同じ傷病で受診歴があっても、治療を中断し、再び当院を受診する場合
（ただし、医師の指示により、次回の診察予約をしている場合は再診となります）

詳しくは、窓口でおたずねください。